

新規上場申請のための四半期報告書

(第27期第1四半期)

自 2021年5月1日
至 2021年7月31日

株式会社イメージ・マジック

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	5
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	9
第1 四半期累計期間	9
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年1月25日
【四半期会計期間】	第27期第1四半期（自 2021年5月1日 至 2021年7月31日）
【会社名】	株式会社イメージ・マジック
【英訳名】	IMAGE MAGIC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山川 誠
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目3番11号
【電話番号】	03-6825-7510
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 栗原 俊幸
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目3番11号
【電話番号】	03-6825-7510
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 栗原 俊幸

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期累計期間	第26期
会計期間	自2021年5月1日至2021年7月31日	自2020年5月1日至2021年4月30日
売上高 (千円)	1,323,617	4,330,335
経常利益 (千円)	186,173	221,090
四半期(当期)純利益 (千円)	122,655	152,792
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	94,000	94,000
発行済株式総数		
普通株式 (株)	1,520,200	1,520,200
D種優先株式	300,000	300,000
純資産額 (千円)	713,356	590,701
総資産額 (千円)	1,844,977	1,941,298
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	89.69	109.31
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	38.7	30.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 当社は、第26期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第26期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は1,122,916千円となり、前事業年度末と比較して99,983千円の減少となりました。これは主に売掛金及び契約資産の増加21,771千円、原材料及び貯蔵品の増加27,185千円があったものの、現金及び預金の減少133,037千円、仕掛品の減少21,708千円があったことによるものであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産は722,061千円となり、前事業年度末と比較して3,662千円の増加となりました。これは主に機械及び装置の増加2,764千円によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は669,684千円となり、前事業年度末と比較して183,938千円の減少となりました。これは主に買掛金の減少26,017千円、短期借入金の減少100,000千円によるものであります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債は461,937千円となり、前事業年度末と比較して35,037千円の減少となりました。これは主に長期借入金の減少31,167千円、リース債務の減少3,880千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は713,356千円となり、前事業年度末と比較して122,655千円の増加となりました。これは、四半期純利益の計上122,655千円による利益剰余金の増加によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により首都圏や関西圏等を対象に再び緊急事態宣言が発令され、依然として経済活動は一定の制限を余儀なくされております。ワクチン接種が開始されたものの発令された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の延長が繰り返される状態であり、先行き不透明な状態が続いております。

当社の属するオンデマンドプリント業界におきましては、イベントの自粛などにより法人需要の落ち込みがある一方で、巣ごもりやデジタル化によるEC市場での一般消費者顧客ニーズの多様化は続いており、市場規模は拡大しております。

印刷EC業界は潜在需要が大きく、安価な印刷設備も存在するため一定の新規参入企業が見込まれます。しかしながら、高機能な印刷機は高額化しており付加価値の高い領域との二極化の中で豊富な資金力を持った企業がオンデマンドプリント業に参入してくる傾向にあり、欧米企業を主とするグローバルな競争を視野に入れた戦略立案が急務な中、当社においてもグローバル展開を視野に入れて取り組んでおります。

このような環境下において、販売面では商品ラインアップの拡充を推進することで主軸サービスのフラッグシップサイトである「オリジナルプリント.jp」は、新規顧客・リピーター顧客ともに引き続き好調に推移しました。また、オンデマンドプリントソリューションズ(ODPS)では、システムとハードウェアをセットにしたプリントソリューションの提供により製造プロセスのDX化を促進し、法人顧客の受注を獲得しております。

生産面では、ODPSの利用を本格化させ、岐阜県多治見市に開設した当社最大規模の生産拠点(GPC工場)を有効

活用し、生産効率の向上を実現しました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,323,617千円、営業利益は187,380千円、経常利益は186,173千円、四半期純利益は122,655千円となりました。

なお、当社はオンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,026,300
B種優先株式	230,100
C種優先株式	373,600
D種優先株式	370,000
計	3,000,000

(注) 2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は4,000,000株増加し、7,000,000株となっております。また、同臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2021年7月31日)	提出日現在発行数（株） (2022年1月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,520,200	1,965,300	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
D種優先株式	300,000	—	非上場	権利内容として残余財産分配権を株式の払込価額の3倍とする株式であります。
計	1,820,200	1,965,300	—	—

(注) 1. 2021年10月15日に第3回新株予約権の権利行使により50,000株増加しております。
 2. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式300,000株を自己株式として取得し、その対価として当該D種優先株主に普通株式420,000株を交付しております。また、同取締役会決議に基づき、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で消却しております。また、同臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
 3. 2021年10月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却により24,900株減少しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年5月1日～ 2021年7月31日	－	普通株式 1,520,200 D種優先株式 300,000	－	94,000	－	248,863

(注) 1. 2021年10月15日に第3回新株予約権の権利行使により50,000株増加しております。

2. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式300,000株を自己株式として取得し、その対価として当該D種優先株主に普通株式420,000株を交付しております。また、同取締役会決議に基づき、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で消却しております。また、同臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2021年10月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却により24,900株減少しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式(自己株式等)	－	－	－
議決権制限株式(その他)	－	－	－
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 156,900	－	－
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,363,300 D種優先株式 ※ 300,000	普通株式 1,363,300 D種優先株式 300,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 ※権利内容として残余財産分配権を株式の払込価額の3倍とする株式であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	1,820,200	－	－
総株主の議決権	－	1,663,300	－

(注) 1. 2021年10月15日に第3回新株予約権の権利行使により50,000株増加しております。

2. 2021年10月12日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき2021年10月27日付でD種優先株式300,000株を自己株式として取得し、その対価として当該D種優先株主に普通株式420,000株を交付しております。また、同取締役会決議に基づき、当社が取得したD種優先株式の全てを、2021年10月27日付で消却しております。また、同臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2021年10月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却により24,900株減少しております。
4. 2021年10月27日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、2021年10月27日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

②【自己株式等】

2021年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社イメージ・マジック	東京都文京区小石川一丁目3番11号	156,900	—	156,900	8.62
計	—	156,900	—	156,900	8.62

(注) 1. 2021年10月15日に第3回新株予約権の権利行使により、新株発行に代えて自己株式の処分をし132,000株減少しております。

2. 2021年10月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却により24,900株減少しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年4月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	574,334	441,296
売掛金	351,304	—
売掛金及び契約資産	—	373,076
商品	926	—
仕掛品	54,411	32,702
原材料及び貯蔵品	146,736	173,922
その他	95,185	101,916
流動資産合計	1,222,899	1,122,916
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	339,582	342,347
その他（純額）	300,851	301,103
有形固定資産合計	640,434	643,450
無形固定資産	16,032	16,933
投資その他の資産	61,932	61,677
固定資産合計	718,398	722,061
資産合計	1,941,298	1,844,977
負債の部		
流動負債		
買掛金	180,016	153,999
短期借入金	100,000	—
1年内返済予定の長期借入金	122,168	124,668
未払法人税等	35,490	63,517
賞与引当金	21,809	11,400
その他	394,137	316,098
流動負債合計	853,622	669,684
固定負債		
長期借入金	341,732	310,565
リース債務	127,536	123,656
資産除去債務	27,705	27,716
固定負債合計	496,974	461,937
負債合計	1,350,597	1,131,621
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,000	94,000
資本剰余金	357,442	357,442
利益剰余金	252,227	374,882
自己株式	△112,968	△112,968
株主資本合計	590,701	713,356
純資産合計	590,701	713,356
負債純資産合計	1,941,298	1,844,977

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)
売上高	1,323,617
売上原価	820,730
売上総利益	502,886
販売費及び一般管理費	315,506
営業利益	187,380
営業外収益	
補助金収入	7
雑収入	313
営業外収益合計	321
営業外費用	
支払利息	1,527
その他	0
営業外費用合計	1,527
経常利益	186,173
税引前四半期純利益	186,173
法人税等	63,518
四半期純利益	122,655

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、受注制作のシステム開発に係る契約に関しては、従来は、開発作業の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、その他の場合については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合については、原価回収基準を適用しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のシステム開発については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価総額に占める割合に基づいて行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高、売上原価はそれぞれ26,145千円減少しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することいたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社への影響は現時点では限定的であるとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、今後状況が変化した場合には、会計上の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 2021年5月1日
至 2021年7月31日)

減価償却費	40,629千円
-------	----------

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年7月31日）

当社は、オンデマンドプリントソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、オンデマンドプリントソリューション事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年7月31日）

(単位：千円)

	オンデマンド プリント	ソリューション	合計
一時点で移転される財またはサービス	1,209,576	35,685	1,245,261
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	78,356	78,356
顧客との契約から生じる収益	1,209,576	114,041	1,323,617
外部顧客への売上高	1,209,576	114,041	1,323,617

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)
1株当たり四半期純利益	89円69銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益（千円）	122,655
普通株主に帰属しない金額（千円）	375
普通株式に係る四半期純利益（千円）	122,280
普通株式の期中平均株式数（株）	1,363,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月17日

株式会社イメージ・マジック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山本秀仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中井清二

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージ・マジックの2021年5月1日から2022年4月30日までの第27期事業年度の第1四半期会計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イメージ・マジックの2021年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上